非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願である。伊勢原市は、平成５年に核兵器廃絶を求めた平和都市を宣言している立場から、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国に対し、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月５日

伊勢原市議会